

## 家内労働に関する施策

家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るために、栃木労働局や管内の労働基準監督署では、次のような施策を行っています。

- 1 家内労働手帳の交付の徹底について
- 2 工賃支払いの確保などについて
- 3 最低工賃の決定について
- 4 安全および衛生の確保について
- 5 労災保険特別加入制度について
- 6 いわゆる「インチキ内職」の被害防止について

### 1 家内労働手帳の交付の徹底について

家内労働手帳は、委託条件を文書で明確にし、委託者・家内労働者間の無用の紛争を防止するなど、家内労働者の権利を保護するための基本となるものです。

このため、適正な家内労働手帳が確実に家内労働者に交付され、しかも継続的に使用されるよう監督指導などを行うとともに、取り扱いやすく工夫された「伝票式家内労働手帳のモデル様式」を示して、家内労働手帳の交付の徹底に努めています。

	伝票式家内労働手帳	様式第1	<a href="#">「基本委託条件の通知」</a>
	伝票式家内労働手帳	様式第2	<a href="#">「注文伝票」</a>
	伝票式家内労働手帳	様式第3	<a href="#">「受入伝票」</a>

### 2 工賃支払いの確保などについて

家内労働者は、工賃で生計を立てたり、工賃を生活の補助とするために仕事をしていますので、工賃が不払いになったり、遅払いになったり、また、突然仕事を打ち切られたりすると、生活に困ることになります。

このため、工賃の支払いの確保を図るために監督指導を実施するとともに、委託の打切りについては、早期にその予告を行うよう指導を行っています。

### 3 最低工賃の決定について

最低工賃は、工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、栃木労働局長が審議会の意見を尊重して決定することとなっており、その額は、栃木県内における家内労働者と同一または類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して、物品の一定単位ごとに決定することとなっています。

なお、栃木県内においては栃木県衣服製造業と栃木県電気機械器具製造業の最低工賃が決定されています。

### 4 安全および衛生の確保について

家内労働者が使用する機械器具や原材料の中には、危険または有害なものがあり、しかも多くの場合、作業は家内労働者の自宅で行われています。

そのため、いったん仕事による災害が発生すると被害は家族にまで及び、きわめて悲惨な結果を

招くこととなります。

このような災害を防止するため、プレス機械、有機溶剤などを使用する危険または有害な業務に従事する家内労働者が多い地域を中心に、委託者、家内労働者および補助者に対して、必要な遵守事項などについて周知徹底を図るとともに、監督指導を行っています。

また、委託者、家内労働者それぞれが業務の危険性や有害性について認識を持ち、自ら災害防止に努めることが重要ですので、広報活動などを通じて災害の防止意識の高揚を図っています。

## 5 労災保険特別加入制度について

業務上の負傷や疾病の発生するおそれの多い特定の作業に従事する家内労働者や補助者については、その作業の実態からみて一般の労働者に準じて保護することが適当と認められることから、労災保険に特別加入できるようになっています。

## 6 いわゆる「インチキ内職」の被害防止について

内職希望者の中には、高収入の仕事があるという広告に誘われて、さまざまな名目で高い金額を支払わせられる一方、仕事の内容や収入については約束と違うという被害にあう例があります。

・いわゆる「インチキ内職」には、次のようなものがあります。

- (1) 内職講習会と称して多額の受講料などを取り、委託した仕事についてはさまざまな条件をつけて買ったいたり、仕上がり具合を問題にして買い上げを拒否する。
- (2) 相当の工賃収入が得られると宣伝し、高額な機械を市価の倍額くらいで売りつけ、工賃の取り決めはあいまい。
- (3) 登録料を払って会員になれば仕事を紹介すると宣伝しているが、仕事は全く紹介せず登録料の返還を要求しても応じない。
- (4) 仕事の発注が安定的にあるような宣伝をしているが、実際は仕事先の開拓や、それに必要な費用も負担させ、報酬も歩合制で支払う。

・ **仕事を始めるときは、少なくとも次のことに注意して慎重に対処することが必要です。**

- (1) 高額な収入が得られるなど「うまい話」に惑わされないこと。  
簡単な仕事で、高収入が得られるとは考えにくい。  
また、業者がいうように仕事を紹介してくれる保証はないので、納得ができるまで十分に説明を求めて確認し、本当に自分にできる仕事かどうか冷静に判断した上で、結論を出すこと。
- (2) 収入などその他の委託条件を十分に確認し、内容は契約書などの書面でもらうこと。
- (3) 信用できる業者かどうか十分検討すること。  
例えば、高額な商品を購入させるなど事前にお金を支払わせる業者、安易に高収入を約束する業者、強引な勧誘をする業者、支払いを急がせる業者、納得できる説明をしない業者などには特に注意すること。